



福岡県医師会第2496号(地)
平成25年 1月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成24年分社会保険診療報酬支払基金の報酬等支払調書について

昨年度と同様に標記調書を支払基金より各医療機関宛に直接送付される旨、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても貴会会員へ下記事項に十分ご留意いただくよう周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、報酬等支払調書は、2月22日(金)に発送される予定です。

記

- 1 本調書は同じものが、各会員の所轄税務署へ送付されます。
- 2 調書に関する質問については、原則、福岡県医師会地域医療課(Tel.092-431-4564)までご連絡願います。例年調書配布後より(特に税理士より)支払基金へ直接問い合わせがある旨支払基金から連絡を受けておりますので、会員より顧問税理士等へ手渡される際にも、このことについて貴会会員より周知いただきますよう、重ねてお願いいたします。
- 3 「当座口振込通知書」については、通常月は「増減点連絡書等」と同封されていますが、「平成24年12月診療分(平成25年2月支払分)」については「報酬等支払調書」に同封されます。また、「増減点連絡書等」は3月初旬に発送されますので、ご留意願います。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

事 務 連 絡
平成25年1月22日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

平成24年分報酬等支払調書に係る取扱いについて（お願い）

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年2月に支払基金から各保険医療機関へ送付しております平成24年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（以下「支払調書」という。）につきましては、本年2月22日(金)に各保険医療機関あて送付することとしております。

つきましては、支払調書の取扱いについて、各郡市医師会あて別紙1をもって連絡いたしたく、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関へは、別紙2のとおり連絡することとしておりますので、申し添えます。

事 務 連 絡
平成25年1月 日

各 郡 市 医 師 会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

平成23年分報酬等支払調書に係る取扱いについて（お願い）

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年2月に支払基金から各保険医療機関へ送付しております平成24年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（以下「支払調書」という。）につきましては、本年2月22日(金)に各保険医療機関あて送付することとしております。

つきましては、税理士等から多数問い合わせがあることから貴会員へ支払調書の取扱いについて、下記事項に十分留意していただくよう、よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

なお、各保険医療機関へは、別紙のとおり連絡することとしておりますので、申し添えます。

記

- 1 当該支払調書は同様のものを、支払基金から税務署へ送付します。
- 2 当該支払調書に関する質問等については、各保険医療機関において、福岡県医師会地域医療課までご照会ください。(TEL 092-431-4564)

事 務 連 絡
平 成 2 5 年 2 月 4 日

保険医療機関（保険薬局）各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

平成24年分報酬等支払調書の送付について

平素、支払基金の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきましては、平成24年12月診療(調剤)分当座口振込通知書と併せて下記のとおり送付いたします。

記

1 送付日 平成25年2月22日（金曜日）

2 送付内訳

- (1) 平成24年分報酬等支払調書
- (2) 平成24年分特定健診・特定保健指導支払総括票（医科）
- (3) 平成24年12月診療(調剤)分当座口振込通知書

3 その他

- (1) 平成24年分報酬等支払調書については特定健診・特定保健指導の費用は含まれておりませんので、
ご留意願います。(医科)
- (2) 平成24年分特定健診・特定保健指導支払総括票については平成24年に費用がある医療機関等が
該当となります。(医科)
- (3) 平成24年12月診療(調剤)分当座口振込通知書については2月22日(金)に送付することから、
3月初旬発送の増減点連絡書等には同封されませんので、ご留意願います。

【参考】

